

第14回 道州制推進本部員会議開催状況

日時 平成24年2月14日（火）

9：00～

場所 知事会議室（本庁舎3階）

1 開会

2 副本部長（多田副知事）挨拶

3 報告

○第5回提案に対する国の対応について

4 議題

○北海道道州制特別区域計画（更新原案）について

5 その他

【副本部長挨拶】

- ・平成19年12月から、5回にわたり国に権限移譲などを求める提案を行ってきた。今日は昨年10月に提出した第5回目の提案に対する国の対応について報告する。
- ・また、国が定めている道州制特区基本方針の計画期間が平成27年度まで延長されたことに伴い、第1回定例道議会に議案として提出する予定である北海道道州制特別区域計画（更新原案）について審議をお願いする。
- ・本道を取り巻く環境は、少子高齢化、地域医療や経済状況など厳しい状況にあるが、北海道の持つ優位性を活かして自立的な地域づくりができるよう、道州制特区制度をこれまで以上に有効に活用するという方向で各部に検討をお願いしたい。
- ・今後の検討方法は改めて個別、具体的に相談をしていきたいと考えている。食や環境、観光というテーマごとに道民の方々からのご意見に加えて、道の政策課題の解決に留意しながら、国に特区提案を提出していきたいと考えている。各部には、なお一層のご協力をお願いする。

【報告事項】

○第5回提案に対する国の対応について

<事務局：資料1に基づき説明>

（質問等なし）

【議題】

○北海道道州制特別区域計画（更新原案）について

＜事務局：資料3に基づき説明＞

（竹林地域振興監）

・事務局から説明があったが、ご意見あるいはご質問があればお出しいただきたい。

（総合政策部長）

・「7 今後に向けて」というところで、道州制特区制度の活用に向けて北海道価値である食・環境、観光というテーマごとに提案の検討を進めていくという考え方が示されている。総合特区の指定もあったので、総合特区制度と道州制特区制度の有機的な連携を図り、相乗効果を出すことが大事ではないかと思う。

（建設部長）

・国から移譲されている工事又は事業の中に、開発道路や二級河川等の事業があるが、様々な経過があり、財源措置が満足できるものとなっていない。今後、事務・事業の移譲に伴い、必要な財源が確実に措置されるように国に働きかけることが、大事なことであり、是非そういう取組をお願いしたい。

（竹林地域振興監）

・財源措置については、国への施策提案・要望に入れているし、この道州制特区計画の中でも課題として入れている。道州制特区制度の問題ばかりでなく、今後の権限移譲に向けて1番のネックになるので、これからもしっかりと主張して参りたい。
・この道州制特区計画の更新原案は、道議会には特別委員会に昨年から考え方をお示しして論議してきたところであり、パブリックコメントの実施、それから有識者による提案検討委員会でもご意見を伺った上で、取りまとめたものである。

（観光振興監）

・計画見直しは27年度までということであるが、これまでも、色々な提案をしてきたと思うが、今後、更にどのような仕組みで提案を行っていくのか。

（多田副知事）

・今までは、基本的に道民の方から色々なアイデアをいただき、有識者の提案検討委員会において有効性、実現性などを審議し、担当部と並行して検討してきた。それだけでいいのかということがあり、先程も話があったが、権限移譲が目的ではなく、具体的な政策を実現するためのツールとして、国が持っている権限の移譲を受け、それを幅広く使えるようにしていくことが重要なことから、総合政策部とも相談しながら、各部の政策形成過程の中で、どのような課題があり、また、政策を展開していく中で、どのような権限がネックになっているのか、また、事業や政策パッケージの中に道州制特区制度を使うことにより全体としての政策効果を上げることができないかなどについて検討する仕組みを考えているところ。

例えば、道のバックアップ拠点構想や、国際観光などの枠組みの中に道州制特区制度を使うことができないかというイメージである。各々が来年度の予算や政策議論をする中で道州制特区制度の活用の可能性を議論する仕組みがつかれないか検討しているところ。

(経済部長)

・食などそれぞれの分野で、課題や取組などについて、当面のものや、中期的なものなど様々なものがあると思うが、そういったものは、計画の今後の有効活用のところに盛り込むのか。あるいは、政策形成過程や具体的な提案の検討の中で工夫するということか。

(多田副知事)

・基本的には、具体的な提案の検討の中で工夫していく必要があると考えている。

(竹林地域振興監)

・各部の懸案を解決する上で道州制特区制度という政策ツールがあるということを念頭に入れていただきたい。この制度をどう使っていくかということについて、また論議をさせていただきたいと思う。そのほか質問等があればいただきたい。

<質問等なし>

(竹林地域振興監)

・それでは説明させていただいた特区計画の更新案について第1回定例道議会に提案させていただきたいと思うのでよろしく願います。

<計画(更新原案)了承>

【その他】

<特になし>

【資料】

- 資料1 第5回提案に対する国の対応
- 資料2 道州制特別区域計画の更新について
- 資料3 北海道道州制特別区域計画(更新原案)の概要
- 参考資料1 道州制特区提案の状況
- 参考資料2 北海道道州制特別区域計画(更新原案)
- 参考資料3 現行計画と更新原案の比較表

北海道からの道州制特区提案に係る対応について【総括表】
 (○は道州制特別区域基本方針の変更を行うもの)

資料1

(第5次提案 平成23年10月28日提出)

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
①	「ふるさと納税」のコンビニでの収納	総務省	地方自治法施行令を改正し、全国的に措置
②	自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大	国土交通省	登録権限の市町村への移譲等について検討 現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知
③	アウトドア事業者等による自家用有償旅客送迎	国土交通省	現行制度で実施可能な範囲を明確化し、通知
④	認定NPO法人の認定権限等の移譲に伴う国と連携を図る仕組みなどの法制化	内閣府	現行制度で対応可能である旨を通知

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

(第5次提案 平成23年10月28日提出)

No	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
1	<p>「ふるさと納税」のコンビニでの収納</p> <p>(内容) 地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする。</p>	総務省	地方自治法施行令を改正し、全国的に措置	<ul style="list-style-type: none"> ・普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した(地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号))。 ※平成23年12月26日公布・施行
2	<p>自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 (財源措置を要望)</p> <p>(内容) 公共交通の空白地域や過疎地域等において、地域の関係者の合意により、地域の創意工夫を活かした住民の足を確保する取組をより一層促進するため、自家用有償旅客運送の登録権限の特定広域団体区域内の希望する市町村への移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大する。 また、当該登録事務に要する費用について、交付金措置を行う。</p>	国土交通省	<p>登録権限の市町村への移譲等について検討</p> <p>現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録権限の市町村への移譲については、「希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした、国土交通省における出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)結果(平成22年9月)に基づいて、北海道の要望や市町村の意見も伺いながら、今後、必要な検討を進める。 ・更新登録については、現行制度において書面協議が可能である旨を明確化し、通知。 ・登録要件等については、提案内容を踏まえ、平成24年度中に検討を行い、必要な措置を講じる。

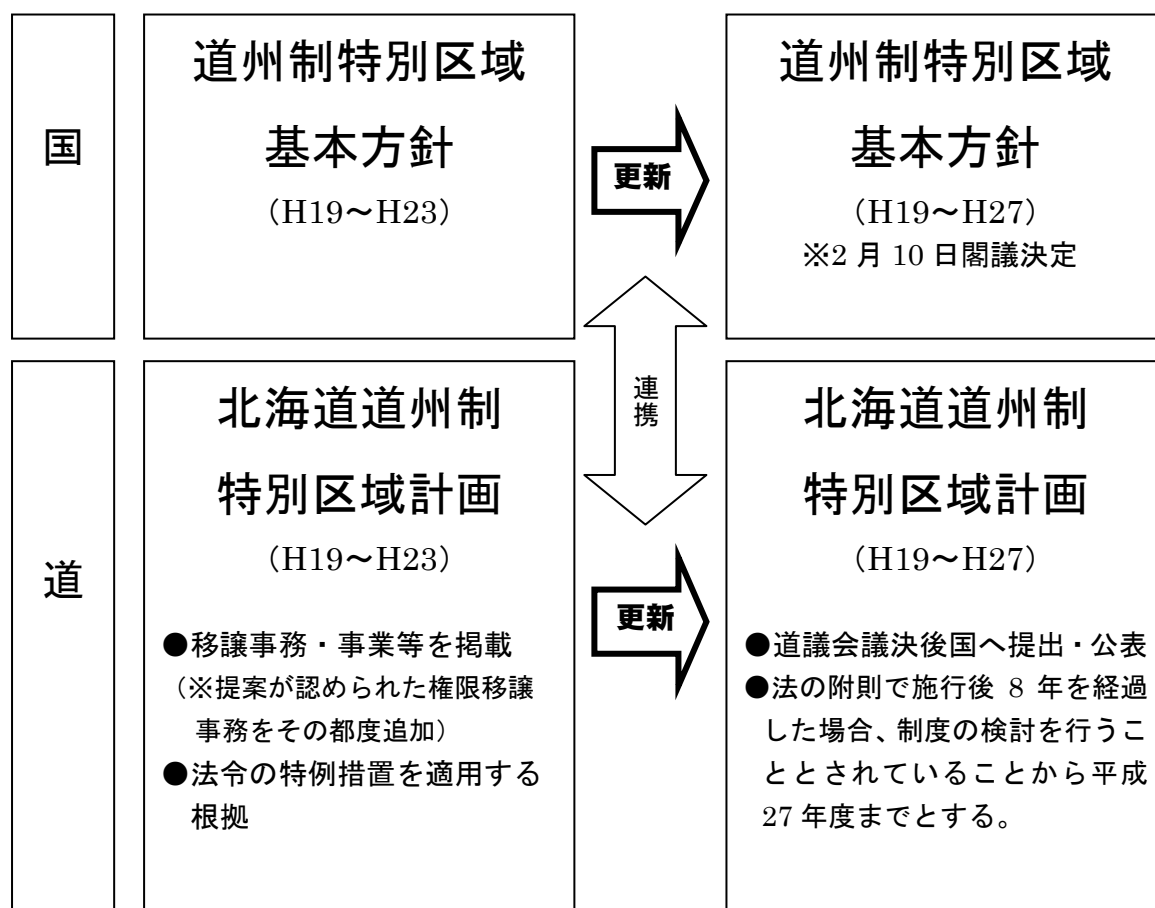
北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
3	<p style="text-align: center;">アウトドア事業者等による 自家用有償旅客送迎</p> <p>(内容) 交通アクセスを含めた、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を推進するため、アウトドア事業者等(道認定のガイド・優良事業者)による自家用有償旅客送迎を可能にする。</p>	国土交通省	現行制度で実施可能な範囲を明確化し、通知	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送は、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に、タクシー事業者等に課されている安全規制等を緩和して有償による運送を認めるものであり、営利を目的とするアウトドア事業者等によるレジャー客の自家用有償旅客運送を可能とすることは不適當。 ・他方、アウトドア観光の観光客の送迎については、現行制度で無償運送と位置付けられる場合も存在。このため、北海道アウトドア資格制度登録事業者が行う参加者の送迎輸送について、現行制度で実施可能な範囲を明確化し、通知する。 ・また、アウトドア事業者等がタクシー事業の許可を取得することも考えられるところ、タクシー事業者の営業所が存在しない市町村等においては、最低車両数が2両に引き下げられている点について周知する。
4	<p style="text-align: center;">認定NPO法人の認定権限等の移譲 に伴う国と連携を図る仕組みなどの 法制化 (財源措置を要望)</p> <p>(内容) NPO法の改正による認定NPO法人の認定・監督権限の都道府県知事等への移譲に伴い、特定広域団体等が当該事務を適正かつ円滑に実施できるよう、国税庁と情報共有や協議を行うことができる実効性のある仕組みを法制化する。 また、当該事務に要する費用について、交付金措置を行う。</p>	内閣府	現行制度で対応可能である旨を通知	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の趣旨を踏まえ、国税庁からの認定事務の一般的なノウハウの提供を、今後行う。 ・また、特定非営利活動促進法(平成24年4月一部改正)において、滞納処分、重加算税賦課決定処分について双方向の情報共有規定が措置済。 ・上記の旨を、文書により通知する。 ・なお、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の活用について措置を講じたほか、所要の地方財政措置を講じることとしている。

道州制特別区域計画の更新について

1 道州制特区制度の仕組み

- ・ 国は、道州制特区推進法に基づき、「道州制特別区域基本方針」を定め、道は、基本方針に基づき、平成19年3月に国からの移譲事務・事業等を盛り込んだ「北海道道州制特別区域計画」を作成し、その後、国に提案し道に移譲が認められた事務をその都度、計画に追加。
- ・ 「北海道道州制特別区域計画」は、国から移譲を受けた事務・事業等を道が実施する根拠となるもの。
- ・ 国においては、基本方針に定めた計画期間が平成23年度で満了するため、2月10日に基本方針を変更し、計画期間を平成19年度～平成27年度としたところ。
道としては、国の基本方針に沿って「北海道道州制特別区域計画」の計画期間を更新する。



2 計画の更新に向けた道としての対応

- ・ 本道を取り巻く状況や道の政策の展開方向との整合性にも留意し、現状と課題、今後の取組などについて修正。
- ・ これまで国から移譲を受けた事務・事業等の主な成果と今後の有効活用について新たに記載。

北海道道州制特別区域計画（更新原案）の概要

1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

- ・ 明治2年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
- ・ 北海道は、ひとくくりで一人の知事が置かれ、これまでも、面積の小さい順から積み上げた場合、22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に実施。

(2) 北海道の現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済情勢にあるほか、経済社会生活圏の広域化に対応し、広域行政の一層の推進が必要。
- ・ 本道の優位性を活かし、自立的発展をめざすとともに、高い食料供給力などを活かし、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア 北海道価値を最大限に活用

- ・ 安全でおいしい食や優れた自然環境など、北海道の優位性である「北海道価値」を磨き上げ最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

- ・ 広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められている。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

- ・ 市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア 目的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ 計画期間

平成19年度から27年度（9か年間）

ウ 移譲範囲

法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ 今後の取組

(7) 地方分権の推進

- ・ 市町村の意向を踏まえ、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていく。
- ・ 市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていく。
- ・ 地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組んでいく。

(4) 行政の効率化

- ・ 職員給与の独自縮減措置のほか、職員数適正化など、行財政改革を道自ら不断に取組を進めていく。

(ウ) 北海道の自立的発展

- ・ 国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法やJAS法に基づく監督権限の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。
- ・ 今後も、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら、提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していく。

(注) 下線を引いた箇所は現計画を修正又は追加した部分。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受ける事務、事業等と一体的に次の広域的施策を展開。

- (1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供
- (2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化
- (3) 調理師資格者の資質の向上
- (4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化
- (9) 地域医療を担う医師の確保
- (10) 水道水の安全性及び安定供給の確保

- (5) 保安施設の整備等による森林の保全
- (6) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進
- (7) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築
- (8) 河川の整備等による治水対策の推進

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

- (1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- (2) 商工会議所に対する監督の一部
- (3) 調理師養成施設の指定
- (4) 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可
- (5) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- (6) 水道法に係る水道事業及び水道用供給事業の認可

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

- (1) 民有林の直轄治山事業の一部（2地区）
- (2) 直轄通常砂防事業の一部（2水系）
- (3) 開発道路に係る直轄事業（5路線）
- (4) 二級河川に係る直轄事業（2水系）

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

- ・ 広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施。

- 国所有林と民有林が一体となった森林づくり
- 国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
- 防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
- 道路管理者が連携した案内標識の整備 など21の事業

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

- ・ 広域的施策の推進状況、施策の効果とともに、地域社会や本道経済への影響等を適切かつ客観的に評価する。
- ・ 広域的施策の推進状況等は、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握をしたうえで、評価を実施。

7 今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア 国からの移譲を受けた事務・事業について

- ・ 道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている。
- ・ 一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためのルール確立などが課題。

イ 権限移譲等を求める国への提案について

- ・ 提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、本道の自立的な発展につながってきている。

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

- ・ 本道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていく。
- ・ 具体的な提案に当たっては、食・観光、環境などのテーマ毎に、道民からの意見などを基に、道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的な発展につながる提案となるよう努めていく。
- ・ 既に移譲を受けた事務について、さらなる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲を検討するとともに、必要な財源が確実に措置されるよう国に働きかけ、道州制特区制度のより一層有効な活用を努める。

道州制特区提案の状況

国の対応状況等

国への提案時期等

第1回提案 (H19.12.19提案 H20.3.21閣議決定)

地域医療	○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度政令改正により届出廃止	H19/10/3 第1回答申
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済	H19/12/12 道議会議決
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	H19/12/19 国へ正式提案
食の安全・安心 くらしの安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲	21年度政令改正により全国で実現	H20/3/21 【国】推進本部基本方針変更の閣議決定
	○水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置	

第2回提案 (H20.3.31提案 H21.3.27閣議決定)

環境	国土利用の規制権限等の移譲	分権改革の検討状況を踏まえて検討。農地転用許可は新農地法施行後5年を目処に検討	H19/12/18 第2回答申 H20/3/26 道議会議決 H20/3/31 国へ正式提案 H21/3/27 【国】推進本部基本方針変更の閣議決定
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
	森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	モデル事業の実施及び省令改正により対応	
観光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	H21/3/27 【国】推進本部基本方針変更の閣議決定
	国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討	
	○外国人入材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	道の試験実施状況を踏まえ継続検討	
地方自治	町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
	法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討	

第3回提案 (H20.10.8提案 H21.3.27閣議決定, H22.3.26一部変更)

地方自治・地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	維持管理にかかる負担金制度を廃止	H20/7/18 第3回答申 H20/10/3 道議会議決 H20/10/8 国へ正式提案 H21/3/27 【国】推進本部基本方針変更の閣議決定
	道道管理権限の町村への移譲	分権改革推進要綱に基づき検討し全国措置	
	福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	
	コミュニティハウスの制度創設	通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	
	○指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	

第4回提案 (H21.7.16提案 H22.3.26閣議決定)

地方自治・地域再生	「条例による法令の上書き権」の創設	地方分権改革推進計画に基づき条例制定権を拡大	H21/4/10 第4回答申 H21/7/3 道議会議決 H21/7/16 国へ正式提案
	○国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	現行制度で対応可能であることを通知	
地域医療	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	H22/3/26 基本方針変更の閣議決定
健康づくり産業	○過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	基本的には対応困難。現行制度で一部対応可能であることを通知	
	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	

第5回提案 (H23.10.28提案 H24.2.10閣議決定)

地方自治・地域再生	「ふるさと納税」のコンビニでの収納	23年12月の政令改正により全国で実現	H23/5/11 第5回答申 H23/10/7 道議会議決 H23/10/28 国に正式提案 H24/2/10 基本方針変更の閣議決定
	自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大	登録権限の市町村への移行等について検討。現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
	税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化	現行制度で対応可能であることを通知	
観光	北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大	現行制度で実施可能な範囲を明確化し通知	

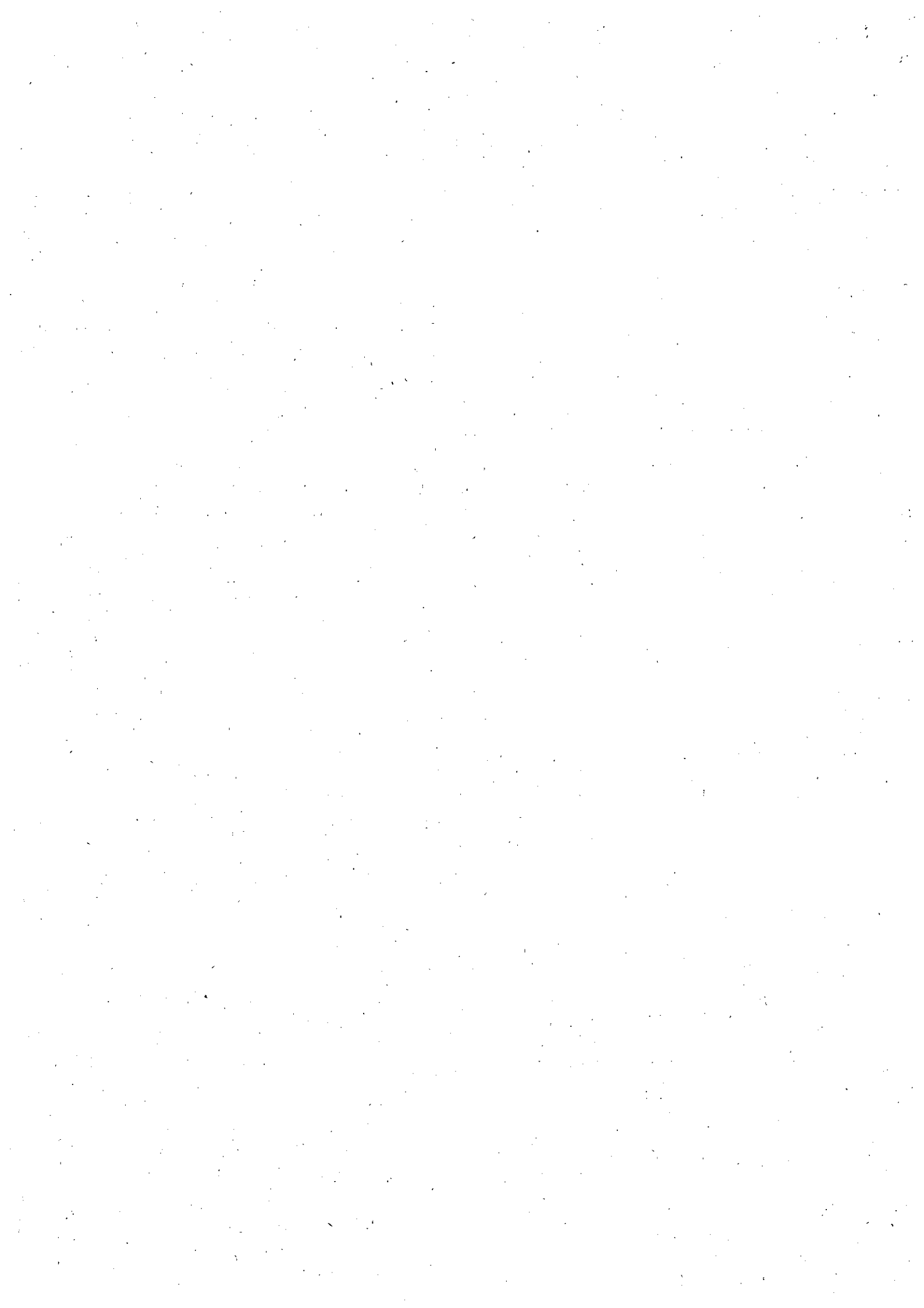
北海道道州制特別区域計画（更新原案）

（平成19年度～平成27年度）



目 次

1	道州制特別区域計画の目標	
(1)	北海道の設置	1
(2)	北海道の現状と課題	2
(3)	道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組	4
2	北海道が実施する広域的施策の内容	7
3	北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等	
(1)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う 指定医療機関等の指定	10
(2)	商工会議所に対する監督の一部	14
(3)	調理師養成施設の指定	16
(4)	鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可	18
(5)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣へ の届出の廃止	20
(6)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	21
4	北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業	
(1)	民有林の直轄治山事業の一部	24
(2)	直轄通常砂防事業の一部	26
(3)	開発道路に係る直轄事業	27
(4)	二級河川に係る直轄事業	29
5	その他の取組	
(1)	連携・共同事業	30
6	広域的施策の施策効果の把握及び評価	
(1)	基本的な考え方	34
(2)	作業の実施時期等	34
7	今後に向けて	
(1)	これまでの取組の主な成果	35
(2)	道州制特区制度の有効活用に向けて	37



1 道州制特別区域計画の目標

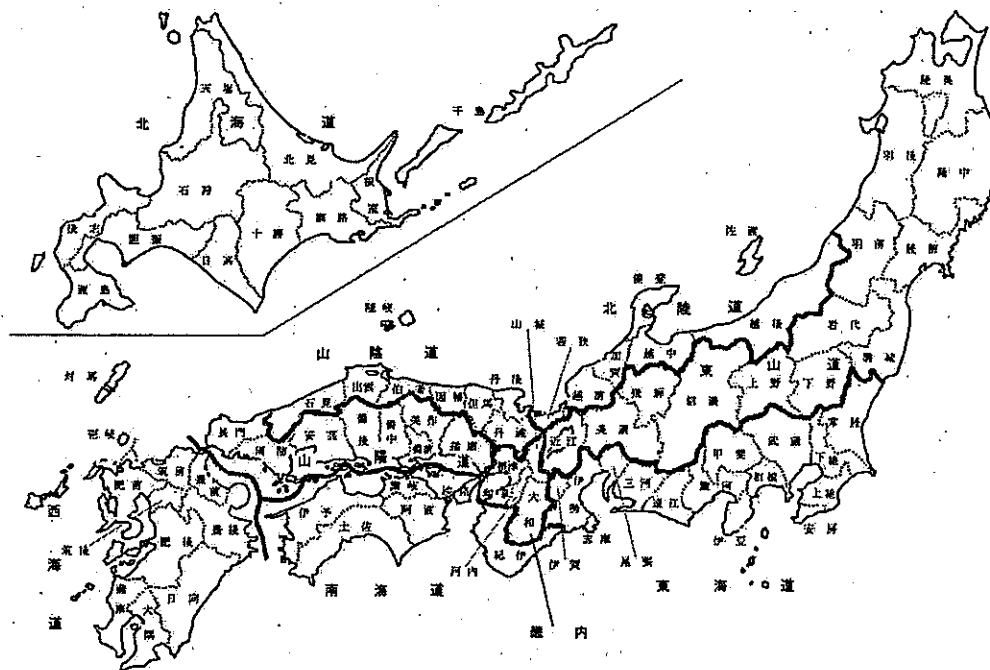
(1) 北海道の設置

かつて北海道は「蝦夷^{えぞ}」と呼ばれていましたが、明治2年、政府は、「蝦夷」に11か国（石狩、胆振、渡島、後志、天塩、日高、十勝、北見、釧路、根室、千島）を置き、この地を「北海道」と名付けました。その後、明治15年には、函館、札幌、根室の3県が置かれていましたが、明治19年には、これら3県は廃止され、国の機関としての北海道庁長官の時代が長く続きます。

昭和22年、地方自治法が施行され、中央政府の直轄地であった北海道に初めて公選による知事が誕生し、他県と同様の地方自治体としての北海道がスタートしました。

このように、北海道は、県を置かずにひとくくりで一人の知事が置かれ、面積の小さい順から積み上げた場合、実に22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に担ってきました。さらに、北海道は独立した島として、自然、経済、社会、文化等において一体性を持つことから、道州制の導入を検討するために相応しい条件を持つ地域であると考えられます。

[明治2年「北海道」命名時の「国」と「道」]



(2) 北海道の現状と課題

北海道は現在、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済・雇用情勢をはじめ、近年の公共投資の大幅な減少や東日本大震災による経済などへの影響、さらには、道内産業への影響が大きいTPP協定交渉をめぐる問題など、多くの課題に直面しています。

このような中で、未来に向けて活力あふれる北海道を築いていくためには、「食」や「環境」、「広大な土地資源」、さらには、北方にエネルギー開発が進むロシア極東地域（北海道との関わりが深い沿海地方、ハバロフスク地方及びサハリン州）や、周辺に経済成長が著しい東アジア地域を控えた位置にある「地理的優位性」などの北海道価値を最大限に活かし、自立的に地域づくりを進めることが重要となっています。

また、広域分散型の地域特性を有する北海道においては、市町村合併の進展により、市町村の区域の広域化が進むとともに、交通網の整備などにより経済社会生活圏の広域化が進んでいます。

今後は、広域的な経済社会生活圏において地域の中心的な都市に集積する医療や教育、文化などの機能を有効に活用し、連携と相互補完の関係に立ち、定住自立圏構想の活用など、広域連携による地域づくりを進めるとともに、市町村と連携した道の広域行政の推進が一層強く求められています。

さらには、中核的な都市間の時間距離が他県に比べて長いことから、地域の円滑な交通ネットワークの形成などを図り、また、地理的優位性を活かし、国内外との様々な交流を図るためにも、道路、空港、港湾などの効率的な整備とともに情報インフラの整備も着実に進めていくことが必要となっています。

こうした課題の解決に向け、本道の優位性を活かした地域づくりを総合的に展開し、本道の自立的発展を目指すとともに、高い食料供給力や多様な再生可能エネルギー資源などを十分に活かし、首都圏などに集中する行政、経済等の諸機能のバックアップ拠点としての役割を発揮することを通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められています。

ア 北海道価値を最大限に活用

北海道には、豊かな水や森林資源、安全でおいしい食や優れた自然環境、多様な再生可能エネルギー資源など、かけがえのない財産があります。こうした北海道の優位性といえる「北海道価値」を磨き上げ、最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要です。

このため、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心で付加価値の高い食料（食品も含む）を国内はもとより海外にも提供していくため、より効率的で持続的な生産・供給システムの構築を図り、我が国の食料自給率の向上に貢献していくとともに、食関連産業の集積やバイオ技術を活用した機能性食品の開発促進など新たな産業の創出を図っていく必要があります。

また、観光については、多くの人を魅了する多様な観光資源などを効果的に活用することにより我が国の国際観光の推進に向けて重要な役割を担っていくことが必要です。

さらに、国土の森林面積の22%を占める森林は、国土保全や地球温暖化防止などの面で貴重な役割を担っており、また、本道の豊富な水資源の重要性が高まっていることから、これらの優れた自然環境を保全するとともに、風力、太陽光、バイオマス、雪氷など、豊富に賦存する多様なエネルギー資源を有効に活用し、再生可能エネルギーを開発導入することにより、経済と環境が調和し、持続可能な地域社会を創造していくことが求められています。

また、東日本大震災を契機に、環境やエネルギー問題への関心が高まっているほか、企業活動をはじめ首都圏などに集積する業務機能のリスク分散が課題となって

おり、広大な土地資源や高い食料供給力といった本道の優位性を活かし、大震災からの復興やリスク分散の受け皿として、一定の役割を担っていくことが求められています。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

全国を上回るスピードで少子高齢化などが進展している本道においては、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要となっており、広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、医療福祉など都市が有する生活関連諸機能の効果的な活用を図ることにより定住条件を確保するとともに、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、今後我が国全体が直面する人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められています。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

地方分権の推進に向けて、行政機関等の共同設置などを可能とする地方自治法の改正や地域主権改革に関する第1次、第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の成立に伴い、義務付け、枠付けの見直しや権限移譲が進展し、市町村の果たす役割が増大しています。

こうした中、本道においては、人口1万人未満の小規模市町村が約65%を占めており、市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、様々な分野で広域連携による地域づくりを進めていくことが重要となっています。道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室及び道央の6つの連携地域において、生活関連サービスの総合的な提供や地域資源を有効に活かした地域づくりの展開が可能となるよう、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要となっています。

このように、北海道価値を最大限に活かし、地域の暮らしを支えるための基盤整備を広域的な視点から総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで活力ある地域づくりを進め、本道の自立的発展はもとより、我が国の経済社会システムの安定に向けて、一定の貢献が可能となるよう努めていくことが、より一層重要になっています。

[北海道の総合振興局・振興局と他都府県との比較]

総合振興局 ・振興局名	人口(人) A	面積(km ²) B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較	
				都府県名	面積(km ²)
空知	336,254	5,791	58.1	三重県	5,762
石狩	2,342,338	3,540	661.7	鳥取県	3,507
後志	232,940	4,306	54.1	山梨県	4,201
胆振	416,289	3,698	112.6	奈良県	3,691
日高	75,321	4,812	15.7	和歌山県	4,726
渡島	427,807	3,936	108.7	埼玉県	3,768
檜山	42,058	2,630	16.0	神奈川県	2,416
上川	520,365	10,619	49.0	新潟県	10,364
留萌	53,105	3,446	15.4	鳥取県	3,507
宗谷	73,447	4,625	15.9	京都府	4,613
十勝	310,009	10,691	29.0	新潟県	10,364
釧路	348,597	10,831	32.2	秋田県	11,636
根室	247,320	5,997	41.2	茨城県	6,096
根室	80,569	3,498	23.0	鳥取県	3,507
合計	5,506,419	83,457	70.2	—	—

(備考1) 面積は国土地理院調査(小数点以下四捨五入)、人口は平成22年国勢調査による。

(備考2) 「他都府県との面積比較」の欄では、各総合振興局・振興局と面積値に近い都府県と比較している。

